かんしんでジュニアNĪSĂ!

未成年者のNISA口座開設が可能となりました。

詳細については、下記のポイントをご覧ください。

ジュニア NISAの ポイント

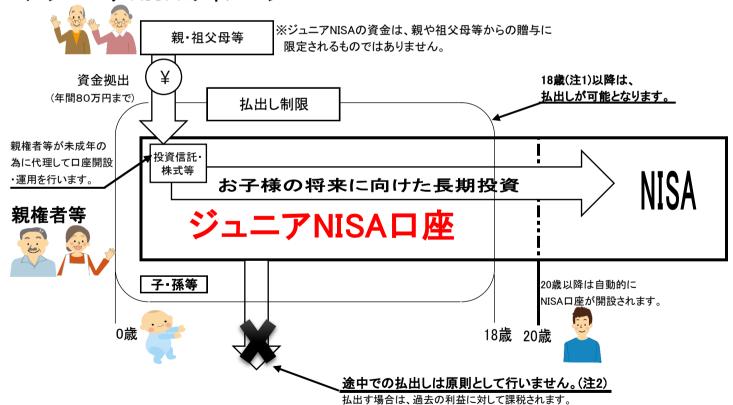
- ●お子様の将来に向けた資産運用のための制度です
- ❷日本に住む0~19歳の未成年者が口座開設できます
- ❸親権者等が未成年者の為に代理して口座開設・資産運用を行う事ができます
- ●非課税での投資上限額は、毎年80万円までとなります(5年間で最大400万円)
- ❺非課税期間はNISAと同じ、投資した年から5年間となります
- 6投資額からの収益(売却益・配当等)はもちろん非課税です
- ₱20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます

NISA(少額投資非課税制度)ってなに?

毎年120万円までの投資額から得られる収益(売却益・配当等)は非課税となる制度です。

	制度対象者	20歳以上の日本国内在住者	非課税期間	投資した年から5年間
	投資上限額	平成28年1月より年間120万円に拡大しました。		
	3F 3E 40 3H 5E	上場株式、公募株式投資信託などの売却益や配当等 ※預貯金や債券(公社債等)は対象となりません。		
I		※当組合のNISA口座においては公募株式投資信託のみが購入できます。		

◆ ジュニアNISAのイメージ



◆投資可能期間

平成28年4月から平成35年まで

※平成35年末以降、当初の非課税期間(5年間)の満了を迎えても一定の金額までは、20歳になるまで引き続き非課税で保有できます。

◆運用管理

原則として、親権者等が未成年者の為に代理して運用を行います。18歳(注1)までは原則として払出しを行いません。(注2)

(注1)3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例: 高校3年生の1月以降)

(注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。

・口座開設者が18歳(注1)になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、 ジュニアNISA口座を廃止する事になります。(注2)

(注1)3月31日時点で18歳である年の1月1日以降になります。(例:高校3年生の1月以降の払出しは課税されません) (注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。

ジュニア NISAの 注意点

- ・ジュニアNISA口座は1人1口座です。
- ・ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更が出来ません。(廃止後の再開設は可能です。)
- ・ジュニアNISA口座において投資できる金融商品や受けられるサービスは各金融機関によって異なりますので、 ジュニアNISA口座申込みの際の金融機関の選択に当たってはよくご検討下さい。
- ・収益(売却益・配当等)は全額非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされ、他の特定口座等で保有する上場株式等の配当や譲渡との損益通算や損失の繰越控除はできません。

お子様やお孫様の長期(最長20年)にわたる資産形成の為の制度です! お子様やお孫様の将来に向けて分散・長期投資など投資の基本を正しく理解して活用ください。

NISAとジュニアNISAの違い

	NISA	ジュニアNISA
利用出来る年齢	20歳以上	0歳~19歳
年間非課税投資枠	120万円	80万円
払出制限	無し	18歳まで途中払出し に制限
運用口座の管理	本人	親権者等が代理
金融機関変更	可能	不可

投資信託に係る注意事項等

- ◆投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、当組合でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆当組合は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は各運用会社が行います。
- ◆投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動しますので、元本の保証や分配金等並びに利回りの 保証はありません。したがって、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されるお客様に帰属します。
- ◆投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者の信用状況などの変化、金利の変動、 為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ◆投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等<購入時手数料(お申込金の最大3.78%[税込])、信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.3%)>が必要です。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額に対する信託報酬(最大1.89%[年率・税込])と監査費用、売買委託手数料などその他費用(運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示す事ができません)を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客様にご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。
- ◆投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ◆投資信託をご購入の際は、最新の『投資信託説明書(交付目論見書)』および目論見書補完書面等を必ずご覧いただき、内容をご確認いただいた上で、ご自身でご判断ください。
- ◆『投資信託説明書(交付目論見書)』等は、当組合本支店等にご用意しています。

投資信託に関するご照会はお取引店窓口または下記までお問い合わせください。

第一勧業信用組合 業務開発部 Tel. 03-3358-0812 【お問い合わせ受付時間】月曜日〜金曜日 9:00 ~ 17:00 ※ 金融機関休業日を除く

平成29年5月1日 現在





気軽で温かみのある

第一勧業信用組合

商号:第一勧業信用組合

登録金融機関:関東財務局長(登金)第278号

加入協会:日本証券業協会